

# 仕 様 書

## 1 業務名称

消防出張所清掃業務

## 2 履行期間

令和4年10月5日（水）から令和5年3月24日（金）まで

## 3 対象施設の概要

別紙1「業務対象施設所在地及び清掃面積一覧表」のとおり（全41施設）

## 4 業務仕様

### (1) 臨時清掃

ア 床清掃（床ワックス塗布については、玄関風除室は除く。）

対象施設 41施設 面積合計 7,704 m<sup>2</sup>

イ カーペット洗浄

対象施設 30施設 面積合計 1,692 m<sup>2</sup>

※ 各施設の清掃対象箇所は別添図面のとおり。

※ 上記清掃の業務箇所等詳細は、別紙1「業務対象施設所在地及び清掃面積一覧表」、別紙2「清掃面積内訳」及び別紙3「清掃業務内容」に基づき実施すること。

※ 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」によるものとする。

### (2) 床洗浄使用洗浄剤の指定

アルカリ性洗浄剤を使用し、汚れに応じて適切な希釈倍率で洗浄すること。

## 5 作業実施日時

原則として土曜日、日曜日、祝日及び年始年末等の休日を除く平日とし、8時45分から12時15分、13時00分から17時15分までの時間とする。

## 6 業務責任者の選任

業務責任者については、業務従事者の中から1名を選任する。

## 7 服装等

(1) 業務従事者は常に清潔な制服を着用する。

(2) 業務従事者は胸部に名札を付けて業務を行う。

(3) 業務従事者は身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合は提示する。

## 8 安全管理

(1) 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者及び業務従事者、第三者に対する事故の防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負う。

なお、事故が発生した場合には、直ちに委託者に報告する。

(2) 業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、又は破損箇所を発見したときは、直ちに委託者に連絡のうえ、適切な処置をとる。

## 9 苦情処理体制

受託者は、当該業務の履行に係る苦情等に対して、迅速かつ円滑な対応が行えるよう、指揮命令系統、連絡体制及び対応方法を、委託者と協議のうえ、業務の履行開始前までに定めておくこと。

また、苦情の内容やその対応などを記録した苦情処理記録簿（様式任意）を整備し、必要に応じて委託者に提出すること。

## 10 提出書類

受託者は、以下の書類を指定する期日までに本市業務担当者へ提出すること。

### (1) 清掃業務日程表（様式任意）

受託者は、契約締結後2週間以内に、全41施設、全2回分の実施予定日、実施時間、業務従事者（人数等）を記載した「清掃業務日程表」を提出し、委託者の承諾を得ること。なお、日程等の変更が必要になった場合は、その都度作成し、委託者の承諾を得ること。

### (2) 清掃実施報告書（様式任意）

受託者は、清掃作業終了時に「清掃実施報告書」を実施した出張所の職員に提出し、立会い検査を受けること。

この検査が不合格の場合には、再度作業を実施しなければならない。その場合の実施日は、委託者と協議して決定する。

### (3) 完了届（役務-第9号様式）

契約書の別表に定める期間ごとに、委託者へ提出すること。

## 11 出勤等に伴う対応

清掃作業中に出勤等で職員がいなくなる場合は、本市担当者へ連絡のうえ、そのまま作業を続けること。清掃作業終了後も出張所の職員が戻らない場合は、代替りの職員が到着するまで待機すること。

## 12 支払要件

支払い回数は2回とし、受託者から提出された完了届、清掃実施報告書等により業務完了の確認を行い、検査に合格した後に支払うものとする。

## 13 環境負荷の低減

(1) 業務に使用する洗剤、床維持材（ワックス）、剥離剤等は、有害な揮発性有機化合物（VOC）等を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使用し、極力節約に努める。

(2) 本市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷低減に努める。

ア 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努める。

イ ごみ減量及びリサイクルに努める。

ウ 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努める。

エ 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用する。

#### 14 注意事項

- (1) 事務室等で特殊な業務を行っている箇所については、必ず委託者の立会い又は指示を受けて作業を実施する。
- (2) 作業終了に際しては、椅子、屑入れ等を所定の場所に戻す。
- (3) 盗難、火災の発生に注意し、作業終了の際は施錠及び火気処理を確認するとともに、不用灯を消灯する。
- (4) 拾得物は、直ちに委託者に届け出る。

#### 15 その他

本仕様書に定めのない事項については、契約当事者双方協議のうえ、これを決定する。

#### 16 担当

消防局総務部施設管理課施設係 (011-215-2030)

札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局庁舎3階

shisetsu.shobo@city.sapporo.jp

## 業務対象施設所在地及び清掃面積一覧表

面積内訳・床材については別紙2のとおり。

(単位: m<sup>2</sup>)

施設名		所在地	しゅん功 年月	職員数	床清掃 面積	カーペット 洗浄面積
1	中央消防署桑園出張所	中央区北4条西22丁目	S59.11	12	173	46
2	中央消防署宮の森出張所	中央区宮の森2条11丁目	S57.10	12	136	69
3	中央消防署豊水出張所	中央区南8条西2丁目	H25.3	30	338	0
4	中央消防署幌西出張所	中央区南11条西21丁目	S55.11	23	240	0
5	中央消防署山鼻出張所	中央区南23条西10丁目	H17.3	21	301	0
6	北消防署あいの里出張所	北区あいの里2条1丁目	H7.3	21	175	58
7	北消防署篠路出張所	北区篠路2条4丁目	H22.3	24	250	27
8	北消防署屯田出張所	北区屯田5条10丁目	S50.12	12	137	51
9	北消防署新琴似出張所	北区新琴似8条4丁目	H2.12	21	197	31
10	北消防署新光出張所	北区新琴似1条12丁目	S56.11	24	151	80
11	北消防署新川出張所	北区新川1条3丁目	S48.10	12	118	46
12	北消防署幌北出張所	北区北15条西5丁目	H9.3	12	197	51
13	東消防署丘珠出張所	東区北丘珠1条2丁目	S59.11	12	161	63
14	東消防署栄出張所	東区北46条東14丁目	S52.12	21	125	79
15	東消防署北栄出張所	東区北39条東1丁目	H27.3	12	226	0
16	東消防署札苗出張所	東区東苗穂4条2丁目	S49.12	21	128	72
17	東消防署苗穂出張所	東区北8条東11丁目	H24.3	30	269	16
18	白石消防署元町出張所	白石区菊水元町8条2丁目	S55.11	12	143	68
19	白石消防署菊水出張所	白石区菊水上町1条3丁目	S60.12	21	238	0
20	白石消防署北郷出張所	白石区北郷3条6丁目	R2.3	22	224	28
21	白石消防署東白石出張所	白石区本通18丁目北	S57.10	12	164	73
22	厚別消防署厚別西出張所	厚別区厚別西3条5丁目	S61.12	21	182	59
23	厚別消防署もみじ台出張所	厚別区もみじ台北7丁目	S53.12	12	136	80
24	豊平消防署美園出張所	豊平区豊平1条12丁目	H27.3	12	248	0
25	豊平消防署平岸出張所	豊平区平岸1条11丁目	H4.3	30	240	0
26	豊平消防署西岡出張所	豊平区西岡4条6丁目	S53.12	24	110	60
27	豊平消防署東月寒出張所	豊平区羊ヶ丘1番地	S46.10	12	169	0
28	清田消防署北野出張所	清田区北野7条5丁目	S55.11	24	156	72
29	清田消防署里塚出張所	清田区里塚1条4丁目	H11.3	15	289	0

30	南消防署澄川出張所	南区澄川4条6丁目	S52.12	12	109	65
31	南消防署川沿出張所	南区川沿2条3丁目	S50.12	12	108	59
32	南消防署定山溪出張所	南区定山溪温泉西1丁目	R3.10	36	269	10
33	南消防署石山出張所	南区石山2条4丁目	S56.11	12	159	66
34	南消防署藤野出張所	南区藤野2条3丁目	H15.3	24	304	0
35	西消防署八軒出張所	西区八軒1条東3丁目	S63.1	24	200	71
36	西消防署西野出張所	西区西野3条2丁目	S49.12	21	191	0
37	西消防署平和出張所	西区平和2条3丁目	S54.12	12	119	44
38	手稲消防署曙出張所	手稲区前田6条16丁目	H4.3	18	186	53
39	手稲消防署稲穂出張所	手稲区稲穂3条6丁目	S56.11	12	159	54
40	手稲消防署前田出張所	手稲区前田6条5丁目	S58.12	23	151	58
41	手稲消防署西宮の沢出張所	手稲区西宮の沢4条1丁目	S51.12	12	128	83
合 計					7,704	1,692

## 清掃面積内訳

作業内容について、弾性床は表面洗浄、硬質床は表面洗浄または一般洗浄、繊維床(カーペット)は洗浄(全面クリーニング)とする。

(単位: m<sup>2</sup>)

区 分	項 目	中央署					北署							東署					白石署				厚別署	
		桑園	宮の森	豊水	幌西	山鼻	あいの里	篠路	屯田	新琴似	新光	新川	幌北	丘珠	栄	北栄	札苗	苗穂	元町	菊水	北郷	東白石	厚別西	もみじ台
玄関風除室	弾性・硬質床	5	4	4	10	6	6	5	5	4	4	6	8	4	4	6	5	6	4	4	7	4	6	4
廊下・共用部	弾性・硬質床	11	15	46	15	70	15	35	7	14	16	7	40	10	13	29	11	34	11	10	21	10	10	19
階段	弾性・硬質床	7	6	14	6	12	11	12	6	8	5	8	14	8	6	12	10	14	6	9	13	6	7	11
トイレ	弾性・硬質床	8	6	12	9	20	11	15	5	8	8	5	13	8	7	15	5	13	7	7	14	9	9	4
洗面所	弾性・硬質床	11	8	12	6	10	12	9	8	14	17	8	9	8	4	11	6	10	5	13	16	10	13	3
湯沸室	弾性床	5	4	9	3	13	3	4	2	6	5	2	5	5	2	1	2	4	3	6	4	2	7	1
事務室	弾性床	76	51	85	73	76	75	69	66	61	75	52	65	66	67	51	66	74	63	71	55	75	63	72
会議室	弾性床	25	20	30	24	25	0	0	0	0	0	0	16	29	0	38	0	0	23	25	0	23	26	0
	繊維床	0	0	0	0	0	0	27	0	31	21	0	0	0	0	0	16	0	0	28	0	0	0	0
待機室	弾性床	25	22	31	24	17	22	33	20	30	21	16	22	23	22	23	23	34	21	25	25	25	30	22
	繊維床	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮眠室	弾性床	0	0	95	55	52	20	68	0	29	0	0	0	0	0	40	0	80	0	54	69	0	1	0
	繊維床	36	59	0	0	0	43	0	51	0	40	46	42	55	53	0	51	0	60	0	0	64	59	63
更衣室	弾性・硬質床	0	0	0	15	0	0	0	18	23	0	14	5	0	0	0	0	0	0	14	0	0	10	0
	繊維床	10	10	0	0	0	8	0	0	0	19	0	0	8	26	0	21	0	8	0	0	9	0	17
	床清掃面積	173	136	338	240	301	175	250	137	197	151	118	197	161	125	226	128	269	143	238	224	164	182	136
	カーペット洗浄面積	46	69	0	0	0	58	27	51	31	80	46	51	63	79	0	72	16	68	0	28	73	59	80

## 清掃面積内訳

作業内容について、弾性床は表面洗浄、硬質床は表面洗浄または一般洗浄、繊維床(カーペット)は洗浄(全面クリーニング)とする。

(単位:㎡)

区 分	項 目	豊平署				清田署		南署					西署			手稲署			
		美園	平岸	西岡	東月寒	北野	里塚	澄川	川沿	定山溪	石山	藤野	八軒	西野	平和	曙	稲穂	前田	西宮の沢
玄関風除室	弾性・硬質床	6	7	4	5	5	8	4	5	6	5	8	4	5	6	3	6	4	4
廊下・共用部	弾性・硬質床	38	12	14	8	8	32	10	5	84	16	25	20	13	13	32	17	13	12
階段	弾性・硬質床	12	9	5	5	11	12	6	4	16	4	10	8	7	6	5	4	5	6
トイレ	弾性・硬質床	15	7	7	4	8	17	7	4	18	7	16	9	7	6	9	5	8	6
洗面所	弾性・硬質床	11	10	4	10	6	12	5	6	8	6	11	14	8	4	10	6	4	6
湯沸室	弾性床	19	5	2	2	4	11	4	3	5	4	9	7	4	4	4	4	5	2
事務室	弾性床	38	79	58	52	69	90	55	62	65	74	71	74	61	44	61	77	62	70
会議室	弾性床	40	23	0	0	20	28	0	0	1	23	42	0	0	0	28	16	25	0
	繊維床	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
待機室	弾性床	29	28	16	21	25	28	18	19	27	20	32	32	17	17	34	24	25	22
	繊維床	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仮眠室	弾性床	40	45	0	44	0	41	0	0	39	0	80	2	52	0	0	0	0	0
	繊維床	0	0	60	0	44	0	46	44	0	55	0	71	0	44	40	41	45	58
更衣室	弾性・硬質床	0	15	0	18	0	10	0	0	0	0	0	30	17	19	0	0	0	0
	繊維床	0	0	0	0	28	0	19	15	0	11	0	0	0	0	13	13	13	25
	床清掃面積	248	240	110	169	156	289	109	108	269	159	304	200	191	119	186	159	151	128
	カーペット洗浄面積	0	0	60	0	72	0	65	59	10	66	0	71	0	44	53	54	58	83

弾性・硬質床	7,704
繊維床	1,692

## 清 掃 業 務 内 容

No.	業務内容	概 要	作業回数及び実施時期
1	床清掃	(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」のとおり実施すること。 (2) 玄関・風除室は、床ワックス塗布を除く。 (3) 換気を良くし、作業実施日内に使用できるよう十分に乾燥させる。	委託期間中全2回  実施時期・・・10月～12月に1回
2	カーペット洗淨	(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)」のとおり実施すること。 (2) 換気を良くし、作業実施日内に使用できるよう十分に乾燥させる。  ※洗淨が困難な箇所が発生した場合は、現地職員と協議すること。	1月～ 3月に1回  ※ただし、北野出張所は11月まで改修工事を予定しているため12月中に実施すること。

※資料 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成30年版）」は清掃部分を抜粋